

入学料免除・徴収猶予制度

(1) 入学料免除・徴収猶予について

次に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難なときは、選考のうえ、入学料の全額免除並びに徴収猶予を許可することがあります。

1. 入学料免除

- ① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② 上記に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

2. 徴収猶予

- ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ② その他やむを得ない事由があると認められる場合

(2) 申請手順について

1. 3月に入学者選抜検査合格者へ送付する書類の中に入学料免除・徴収猶予の案内文書がありますので、それに基づき、申請希望を学生係へ連絡してください。
2. 申請書類を整え、お知らせする期限までに学生係へ提出してください。
3. 結果は、4月上旬に保護者へ郵便により通知します。

担当係：学生課学生係（電話：0859-24-5023）